

岐阜県公報

号外 (三) 令和七年十月三日

目 次

告 示

令和六年能登半島地震の被災地域における県税の申告等に関する延長後の期限の指定

(税務課)

一
ページ

岐阜県告示第四百四十四号

令和六年能登半島地震の被災地域における県税の申告等に関する期限の延長に関する告示（令和六年岐阜県告示第三十五号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来する県民税、事業税、県たばこ税、軽油引取税又はガルフ場利用税について、同月三十一日とする。

令和七年十月三日

岐阜県知事 江崎禎英

告 示

令和七年十月三日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社